

2026 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 鹿 島 建 設 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 桐生 雅文
(コード番号 1812 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員人事部長 西澤 直志
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

株式報酬制度に係る自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 25 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 2,400,000 株 (うち、役員向け株式交付信託 1,500,000 株、 従業員向け株式交付信託 900,000 株)
(3) 処 分 価 額	1 株につき 5,310 円
(4) 処 分 総 額	12,744,000,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出 しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同様。)及び執行役員(以下総称して「取締役等」という。)を対象とする業績連動型株式報酬制度(当該制度導入のために設定された信託を「役員向け株式交付信託」という。)、一定の職務等級以上の当社の従業員(以下「従業員」という。)を対象とする従業員向けインセンティブ・プラン(当該プラン導入のために設定された信託を「従業員向け株式交付信託」という。業績連動型株式報酬制度と総称して以下「本制度」という。)を導入しております。取締役等を対象とする業績連動型株式報酬制度の概要につきましては、2026 年 5 月 14 日付「役員に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」を、従業員を対象とする従業員向けインセンティブ・プランの概要につきましては、2026 年 6 月 24 日提出の「有価証券報告書」をご参照ください。

本自己株式処分は、役員向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度運用のために当社が制定した株式交付規程に基づき、現在の信託期間における取締役等及び従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2026年3月31日現在の発行済株式総数528,656,011株に対し、0.45%（2026年3月31日現在の総議決権個数4,670,960個に対する割合0.51%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は当社の中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）役員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません。
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2023年9月1日
信託の期間	2023年9月1日～2029年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

（ご参考）従業員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません。
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2023年9月1日
信託の期間	2023年9月1日～2029年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年8月4日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である5,310円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

以 上